

指定年月日・番号	昭和42年8月1日 第265号	伊丹市
告示年月日・番号	昭和42年8月27日 兵庫県第927号	

承 諾 書

この図面記載のとおり道路の位置の指定・変更・廃止を承諾します。

昭和 年 月 日

(申請者)

殿

道路の幅員	4.00 M	道路の延長	35.0 M	道路の面積	14.4 m ²
-------	--------	-------	--------	-------	---------------------

申請書提出日	昭和42年6月15日	工事完了日	昭和42年6月30日
--------	------------	-------	------------

道路管理者住所氏名		電話	番
-----------	--	----	---

道路となる土地の地名地番	地 目	権利の種類	住 所	氏 名	印
--------------	-----	-------	-----	-----	---

伊丹市北村等政次 201-1	宅 地	自己所有			
----------------	-----	------	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

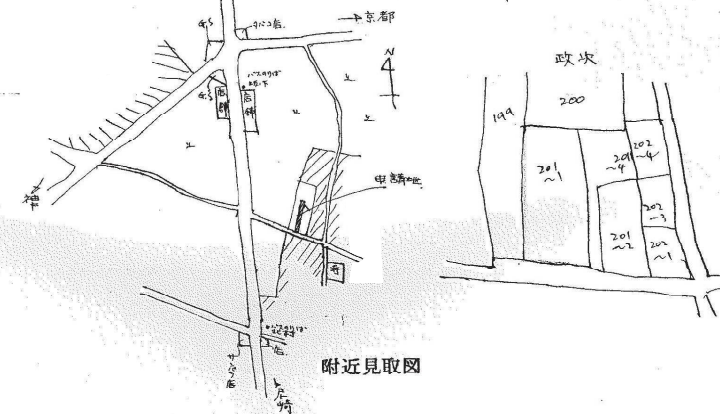
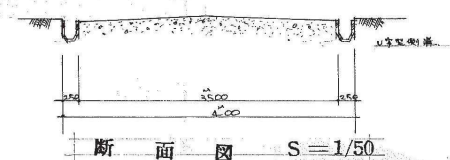
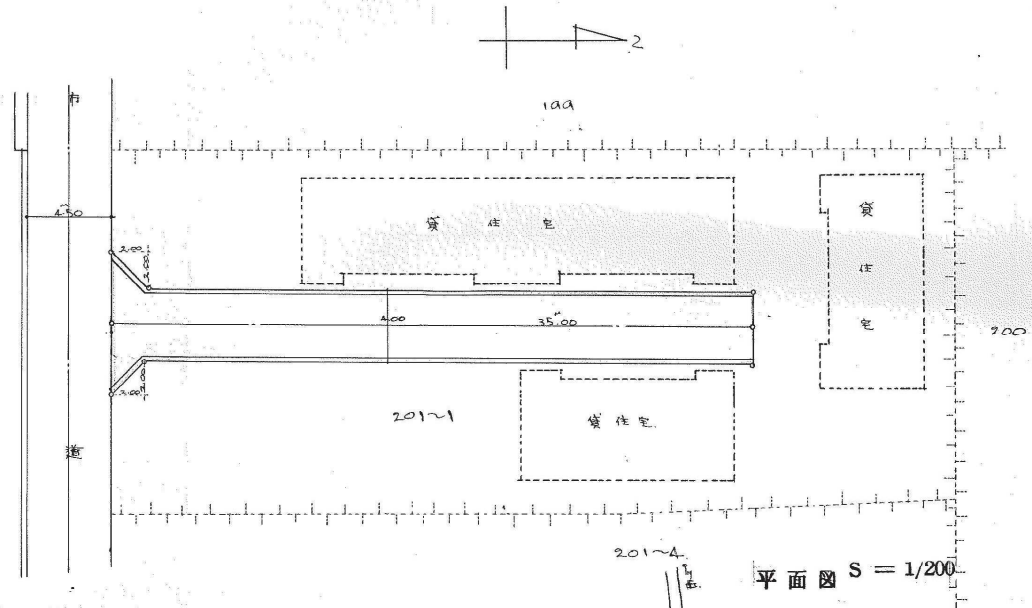
--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--



凡 例

方 位	→	既存道路及び指定道路 (年月日・番号記入)	市 町 界
申請する道路の 位置 (朱書き)	→	今後予定する道路 (用途を記入)	既存建築物 (用途を記入)
標識の位置	④	地 番 界	予定建築物 (用途を記入)
下水・側溝等	→	敷 地 界	

〔注 意〕

- 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利 (所有権借地権等) をそれぞれ記入すること。
- 図面にも地番号権利の種類及び氏名を記入すること。
- 附近見取図・道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
- 延長は、幅員別に記入すること。
- 本用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と併用して追加すること。
- 申請書 (正・副) には本用紙 (追加紙を含む) のコピーを添付し、本用紙は別に (同時に) 提出すること。

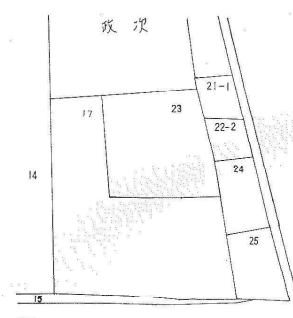
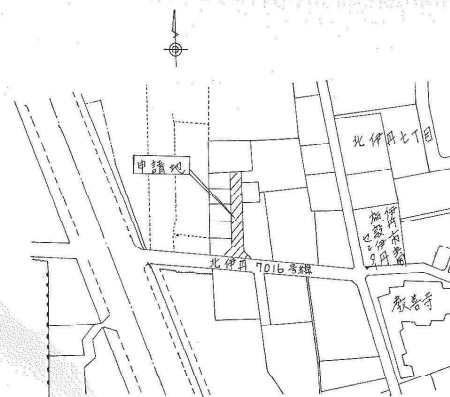
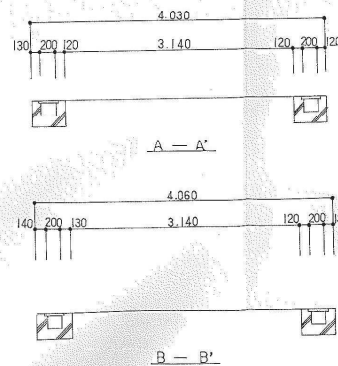
地名地番	伊丹市北村等政次 201-1		
団地面積	0.37.0 [㎡]	道路面積	14.4.0 [㎡]
延長	35.0 ^m	幅 員	4.0 ^m
着手予定	昭42年6月15日	工事完了予定	昭42年6月30日
備 考			

342.8.1
2652から変更
4-152

承 諾 書

8 年 2 月 21 日

様



平面图 $S = 1/200$

北伊丹三丁目

附近見取図

断面图 $S = 1/50$

【注意】

- (注) 1. 在産品を「商標の権利保護の標識」とは、土又はその土壌に生産される植物又は動物の生産物又は加工物について該当する権利（所有権、農地権等）を有する者であることを示す。
2. 付近にも地名や、住所の種別及び氏名を記載し、
3. 近辺に河川、道路及び市町村の境界を記載し、方位は一致させること。
4. 図面に不規則な記載をするともに、それに写真等、紀年年月日及び転写した者の住所等を記入し押印すること。
5. 短紙は縦向きに記入すること。
6. 本用紙のみで記入できない場合は、簡易、同様の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及びその住所の氏名を記入すること。
7. 本用紙（正・副）には本用紙（返却版を含む）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出すること。